

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	鳥獣捕獲等事業の認定の更新
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第18条の8
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>1. 認定鳥獣捕獲等事業者の役員のうちにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反により狩猟免許を取り消され、その取消し日から3年を経過しない者のいずれかに該当する者でないこと。(法第18条の4第2号)</p> <p>2. 鳥獣の捕獲等(夜間銃猟を除く。)をする際の安全管理を図るための体制が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第1号)</p> <p>3. 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第2号)</p> <p>4. 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第3号)</p> <p>5. 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分であること。(法第18号の5第1項第4号)</p> <p>6. その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第5号)</p>
⑦	審査基準	法第18条の8第2項及び第3項、第18条の3、第18条の4(第1号を除く)、第18条の5第1項 環境省令第19条の2第2項
⑧	経由機関名	無し
⑨	協議機関名	無し
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)20日間
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	20日間
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022
⑬	備考	環境省自然環境局長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703311号)Ⅶ「認定鳥獣捕獲等事業者制度」